部 活 動 指 針

栃木市立西方中学校

１　部活動の目標

生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図る。

２　部活動の位置づけ

部活動は、教育課程外の活動ではあるが、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら取り組むよう留意することとなっている。（中学校学習指導要領（平成２９年３月公示）第１章総則より）

本校では、教育目標達成のための一活動として、適切な指導体制を構築し、効果的な部活動運営に努めながら、心身共にたくましい健全な生徒を育成する。

３　部活動指針作成の留意点

（１）　「栃木市立中学校部活動の在り方に関する方針」をもとに、「栃木市版先生の働き方改革ガイドライン」も踏まえながら、西方中学校としての部活動指針を策定する。

（２）　現状の部活動の課題等をよく把握し、生徒も担当教員も無理なく部活動に取り組めるような持続可能な運営体制を整備する。

（３）　部活動指針は、実状に応じて毎年度見直しを図る。なお、部活動運営及び指導において、情報の共有や見直し等の必要が生じた場合は、適宜、部活動顧問会議を開催し、課題解決を図る。

４　部活動の設置について

（１）　設置する部活動

	顧　　問　　等	
野球		
バスケットボール		
ソフトテニス	（男子）	（女子）
弓道		
ブラスバンド		

（２）　設置に必要な教員等の配置

一つの部活動に対して、部活動顧問等を原則２名（校長・教頭を除く）配置する。

（３）　新たに部活動を設置する場合の要件

部員数が、正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されている。また、活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具等が整っている。

（４）　廃部の目安

現在、設置されている部活動において、以下のいずれかの状況が生じた場合、学校運営協議会等で検討し、必要に応じて廃部を実施する。

＊　１・２年生を合わせて公式戦に出場する人数が確保できず、翌年の新１年生の入部において、３学年合計の人数が公式戦に出場するために必要な人数が確保できない場合。

＊　部活動顧問及び部活動指導員の配置が困難で、生徒の安全を確保することが難しい場合。

（５） 合同部活動の考え方

生徒の減少等により、本校だけで部活動が運営できない場合は、栃木県中学校体育連盟等の規程に従い、相手方の校長の承認を得て、合同部活動を実施することができる。ただし、その状況が継続する場合は、当該部活動を廃部の対象として検討する。

５　部活動の実施方法

（１） 休養日

ア　平日は、１週間のうち１日以上を休養日とする。原則、水曜日とする。

イ　週休日（土曜日または日曜日）は、１日以上を休養日とする。ただし、週休日において、２日連続して大会、コンクール等に出場する場合は、その前後２週の間に代替の休養日を設定する。また週休日に大会等で、２日以上連続して活動した場合は、その翌日を休養日に充てることが望ましい。

ウ　長期休業中は、生徒が十分な休養が取れるよう、５～６日程度の休養期間を設ける。

＊　夏休み　　８月１３日～８月１６日

＊　冬休み　１２月２９日～１月　３日

（２） 活動時間

ア　平日は、２時間程度とする。ただし、生徒の下校時の安全に配慮し、日没時間に合わせて適切に練習時間を設定する。

イ　週休日や祝日、長期休業日は、３時間程度とする。また、練習試合や大会等で終日に渡って活動する場合は、１日のうちに休養時間を適切に設定する。

ウ　朝練は、生徒の家庭生活の充実や教職員の長時間労働解消の観点から、原則、実施しない。

＊　放課後の活動時間を２時間程度確保できる場合は、朝練を実施しない。

＊　４月から９月まで実施しない。

＊　上記期間以降で、大会への参加等、特別の事情がある場合は、保護者の理解を得て朝練習を実施できる。その場合の練習時間は７時３０分から８時００分とする。昇降口を開ける時間は７時２０分。

（３） 活動上の留意点

ア　活動にあたって

＊　生徒会活動、委員会活動、学校・学年行事のための準備、学級活動、教科の課題学習等は、部活動より優先する。

＊　活動は、原則として顧問等の立会のもとで行う。やむを得ない事情で顧問が立ち会えない場合は、他の教員に依頼し、練習に立ち会える場合のみ練習を認める。

＊　特別な事情で、ある期間、活動時間を延長する場合は、事前に校長の許可と保護者の承認を得る。その場合、全職員に周知する。

イ　活動前の留意点

＊　部活動開始時刻は、帰りの会終了１０分後を目安とする。

＊　遅刻・早退・欠席などの場合には、必ず活動前に顧問に連絡する。友達を通しての連絡は、原則認めない。

ウ　活動中の留意点

＊　指導にあたっては活動時間を踏まえ、適切かつ効果的な指導に努める。

＊　運動部にあっては、スポーツ医・科学の最新の知見等への理解を深め、

生徒とのコミュニケーションを図りながら、活動への意欲付けを行い、競技種目の特性を踏まえた指導を行う。文化部においても同様とする。

エ　活動後の留意点

＊　部活動終了時には、生徒の様子を確認する。具合の悪い生徒やけがをした生徒、部員間のトラブル等については、必ず顧問に報告することを徹底する。

＊　部活動終了時刻を守り、安全に下校する。

６　安全管理

（１）　生徒指導上の管理

ア　顧問等は、部活動が学校教育の一環として行われるものであることを十分に理解し、行きすぎた指導を廃止し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ　顧問等は、技術的な指導に留まらず、生徒同士の人間関係についても十分把握して指導し、いじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応）に努める。

（２）　施設、設備等の管理

ア　顧問は、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全管理に努める。また、活動前には、器具、用具、施設の安全確認を行う。

イ　顧問は、部室を定期的に点検し、利用状況を確認し、適切に指導する。また、鍵の管理は顧問が行う。

（３）　非常変災時等の対応

ア　地震時の対応

＊　地震発生時は、適切に避難行動を取る。震度５強以上の場合は、部活動を中止する。大会等の場合は、主催者の指示に従う。

＊　下校については、原則、保護者への引き渡しとし、できない場合は学校又は避難場所に待機させる。

イ　熱中症予防対策

＊　熱中症の症状は一様ではなく、症状が重たくなると生命への危険が及ぶことから、暑さ指数（ＷＢＧＴ）をもとに、適切かつ効果的な練習を行う。

＊　暑さ指数３１度以上‥‥‥運動は原則中止

＊　２８度以上３１度未満‥‥激しい運動中止（約２０分おきに休息）

＊　２５度以上２８度未満‥‥警戒しながら実施可(約３０分おきに休息)

＊　２５度未満‥‥‥‥‥‥‥‥熱中症に注意しながら実施可
（積極的な水分、塩分補給）

＊　熱中症が疑われたときは、涼しい場所への避難、脱衣・冷却、水分・塩分の補給等を適切かつ迅速に行う

＊　呼びかけへの反応がおかしい時や吐き気を訴えるときなどは、救急車を呼び、緊急の措置や保護者への連絡等、迅速に対応する。

ウ　落雷事故防止

＊　雷鳴が聞こえてきた場合は、部活動を中止し、避難又は下校をさせる。

＊　雷鳴が止んでも２０分程度はまだ落雷の危険があると言われる。すぐには行動せず、適切に下校または活動を再開する。

エ　その他の生徒の安全確保

＊　犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、日常的に指導を行う。また、その他の変災等が生じた場合も、生徒の安全を第一とし、管理職との連

絡を密にしながら適切に対応する。

７　活動計画・活動報告書の作成・報告

（１）　活動計画の作成

ア　顧問は、年度当初に年間活動計画書を作成する。校長の承認後、保護者に周知する。

イ　顧問は、前月の１週間前までに次月の活動計画書を作成する。校長の承認後、保護者に周知する。

（２）　活動報告書の作成及び報告

ア　顧問は、月ごとの活動報告書を月末（最終週の月曜日を目安）までに作成し、データをパソコンの「活動報告書」に格納する。

イ　校長は、実施状況を確認し、各部の活動報告書をＣ４ｔｈで、市教育委員会学校教育課に報告する。

８　保護者・地域等との連携

（１）　年度当初に、各部で保護者を対象に説明会を開催する。その際、活動方針、主な活動内容と必要な用具、年間活動計画、その他共通理解を図っておくべき事項等について説明をする。

　また、その後も、必要に応じて適宜保護者会等を行い、共通理解を図りながら適切な部活動運営に努める。

（２）　部活動指導が適切に行われるよう、必要に応じて部活動指導員、部活指導補助員、アシストネットのボランティアを活用し、指導の充実を図る。

令和６年１１月より弓道部
令和７年８月よりテニス部（男女）｝土日は地域へ移行した。